

第 85 号議案

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する 条例設定について

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づき、八王子市における地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 センターは、利用者（センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者をセンターに通わせることにより、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ってサービスを提供するよう努めなければならない。

- 3 センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス、福祉サービス等を提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 センターは、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 6 センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 7 センターは、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第4条 センターは、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) センターの長（以下「施設長」という。）
- (2) 指導員

- 2 施設長は、当該センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、当該センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（規模）

第5条 センターの規模は、10人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第6条 センターは、当該センターの主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において

「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の職員及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- 3 前条の規定にかかわらず、従たる事業所を設置する場合のセンターの規模については、市規則で定める基準によるものとする。

(設備の基準)

第7条 センターは、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所

(運営規程)

第8条 センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(職員の研修機会の確保)

第9条 センターは、職員の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第10条 センターは、利用者等に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により利用者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(サービスの提供の記録)

第11条 センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(生産活動)

第12条 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第13条 センターは、利用者のうち生産活動に従事する者に、当該生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第14条 センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第16条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 センターは、他の障害福祉サービス事業を行う者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第17条 センターは、利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 センターは、提供したサービスについて、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん可能な限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 センターは、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第19条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係

機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。

2 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第20条 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第11条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第18条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。